

郵便による請求の方法

新居浜市から転出した後に所得証明が必要になった等で本庁・支所に来られない場合は、郵便で請求することもできます。

本人・同居の親族以外の方が申請する場合には、委任状（代理人選任届）が必要です。毎年、6月1日から前年の所得内容に切り替わります。

（例）令和4年6月での最新の証明は令和4年度課税（令和3年分所得）証明です。

（同封するもの）

1. 交付申請書

裏面の様式または便せん、レポート用紙等に必要事項を記入したもの。

現住所と送付先が違う場合は、その旨もご記入ください。

2. 返信用封筒（返信先の住所・氏名を記入し、84円切手を貼付）

3. 手数料分の定額郵便小為替（1通につき300円）

※1名1年度で1通の計算になります。

例：1 Aさんが令和4年度・令和3年度・令和2年度分を交付請求した場合は3通で900円になります。

例：2 Aさんが令和4年度分を2通交付請求した場合は600円になります。

例：3 Aさんが令和4年度分を1通、配偶者のBさんの令和4年度分を1通交付請求した場合は600円になります。

4. 本人確認書類のコピー（請求する人の確認書類です）

1点でよい本人確認書類（官公署発行の写真付き証明書）

運転免許証・在留カード・無線従事者免許証・旅券・船員手帳・住民基本台帳カード（写真あり）・海技免状・身体障害者手帳（写真あり）・検定合格証（警備員）・小型船舶操縦免許証・猟銃・空気銃所持許可証・電気工事士免状 など

2点以上必要な本人確認書類（下のAから2つ以上、またはA、Bから各1つ以上）

A：官公署の発行した書類で顔写真のないもの

国民健康保険被保険者証・健康保険被保険者証・船員保険被保険者証・介護保険被保険者証・共済組合員証・国民年金手帳・各種年金証明書・恩給証書・住民基本台帳カード（写真なし）など（※健康保険証の場合は、記号番号を隠してコピーをしてください。）

B：官公署以外が発行したもの

社員証・学生証・本人名義の預金通帳・キャッシュカード・クレジットカード・病院の診察券 など

（送り先）

〒792-8585

新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所 課税課市民税係 行

〒792-8585 新居浜市役所 課税課市民税係 で送付することができます。